

北九州広域都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積(h a)
北九州広域都市計画 臨港地区	3, 6 8 8

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

新門司Ⅱ期埋立地は、「北九州市基本構想・基本計画」において本市の物流拠点と位置づけられている公有水面埋立事業で整備している臨海造成地であり、「北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」においても、港湾との連携が可能な臨海地において流通業務地の配置を図るとしている。

また、本市の港湾区域における土地利用は「北九州港港湾計画」において定められており、新門司Ⅱ期埋立地は、フェリーふ頭・公共ふ頭用地及び港湾関連分譲用地の規模を拡大するとともに、新たな都市再開発、工業系分譲用地の造成、マリナー施設などの海洋性レクリエーション基地などを形成するゾーンに位置づけられ、公有水面埋立事業を進めている。

当該埋立地は埋立て事業の進捗に合わせて、これまでも段階的に市街化区域及び臨港地区に編入しており、本市の物流拠点にふさわしい都市づくりを行ってきた。

今回の対象区域についても、既に埋立てが竣功しており、今後は緑地、港湾関連用地、港湾道路としての土地利用を図る計画となっている。

よって、港湾利用を速やかに図っていくため、今回の区域区分の定期見直しに合わせて、市街化区域へ編入すると同時に臨港地区に編入するものである。

北九州広域都市計画臨港地区の変更（新旧対照表）

臨港地区の面積欄上段（ ）内は、変更前（平成27年12月15日北九州市告示第466号）の数値

名 称	面 積(h a)
北九州広域都市計画 臨港地区	(3, 681) 3, 688